

## 医療費でお困りの方は ご相談ください



無料低額診療事業とは、経済的理由により適切な医療を受けることができない方々に対し、無料または低額で診療を行う事業です。

### ■対象者(減免を受けることができる方)

低所得者などで経済的理由により診療費の支払いが困難な方(外国籍の方も、本事業を利用できます)

### ■減免金額

診療費の自己負担分の10%以上または全額(減免金額は、医療機関によって異なります)

### ■実施機関

町内でこの事業を実施している医療機関は、北海道社会事業協会洞爺病院(洞爺協会病院)のみです。

### ■利用方法

利用する際には、直接、医療機関に電話などで問合せください。

申込方法や減免基準は、医療機関によって異なります。

洞爺協会病院に申込みを希望される方は、同病院地域医療福祉連携室(☎74-2555)まで問合せください。医療費の公費負担制度の活用についても相談に応じています。



ら国保へ返還し、返還した分を社会保険などに改めて請求することになるからです。

①返還手続き  
国保に支払った金額が、社会保険などの保険者から返還されます。

給付制限などにより支給されない場合がありますので、詳しくは、社会保険などの保険者へ問合せください。

②間違えて国保を使わないために

新しい社会保険などの保険証の交付前に医療機関を受診する場合は、現在「保険証切替手続き中」であることを医師に伝えてください。

療機関窓口に加え、国保の保険証は使用しないでください。

①保険証の内容に間違いがないか確かめてください。  
②有効期限が切れた保険証やコピーなど、自分で書き直した保険証は使用できません。

③保険証の貸し借りをしたり、加入者以外の者が使用することはできません。

④治療や診察が済んだら必ず手元に保管してください。

⑤職場などの健康保険に加入したり、家族に異動があった場合は、役場住民課で手続きをしてください。

## 国保税の課税限度額 が変わります

国民健康保険制度は、国保加入者の皆さんが負担している保険税により運営されています。

国保税は、加入者の所得などに応じ、基礎賦課額(医療)分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40〜64歳の加入者のみ)をそれぞれ計算し、合算したもので、それぞれ課税の上限が設定されています。これを課税限度額(打ち切り額)といいます。

高所得者に応分の負担を求めめる目的で、平成28年3月に国の課税限度額の基準額が改正されました。洞爺湖町でも平成29年度から国保税の課税限度額を改正します。

なお、国保税の税率の改正は行いません。改正後の課税限度額は次のとおりです。

区分	改正前	改正後
基礎賦課額(医療)分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円
合計	85万円	89万円

※介護納付金分は変わりません。